その他補足事項

○申請回数

同一の申請者が補助金の交付申請をできるのは、同一年度内に１回限りです。

○補助金の対象となる経費一覧

区分	内容
報償費	謝金・謝礼等 ※補助団体の人件費に相当すると思われるものその他専門性のない単純労務についての報償費を除く。
旅費	講師等に係る交通費、宿泊費等
消耗品費	用紙代、材料代等
食料費	講師等への食料費
印刷製本費	チラシ、ポスター等の印刷料等
借上料	会場使用料、機材及び車両借上料、物品・器具等レンタル料 ※長期的な借上料を除く。
通信運搬費	切手、はがき代等
保険料	イベント等の保険料等
燃料費	機材等燃料代等
広告費	新聞、テレビ、ラジオ等広告料等
委託料	調査研究費等 ※対象事業全てを委託する費用を除く。
その他	市長が特に必要と認める経費

○交付対象者

補助金の交付の対象者は、成人（１８歳以上の者をいう。）である責任者を有し、５人以上で構成されている団体（以下「補助団体」という。）ですが、次の各号のいずれかに該当する団体は対象者となりません。

（１）　市内に事業所等を有しない事業者又は法人

（２）　宗教活動や政治活動を主な目的としている団体

（３）　暴力団（暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定するものをいう。）又はその構成員若しくはその構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制の下にある団体

〇対象とならない事業

（１）　特定の個人若しくは団体のみの利益又は営利を主な目的とする事業

（２）　指定管理者制度等に関わる事業

（３）　国、地方公共団体又は本市による委託又は補助金等の交付を受ける事業

（４）　市の外郭団体等が行う事業

（５）　前各号に掲げるもののほか、市長が助成することが適当でないと認める事業

〇補助金の返還等

この補助金の交付を受けた補助団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定及び額の確定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還をしなければなりません。

（１）　この告示に違反したとき。

（２）　補助金の交付の目的に反して、又は不当に使用したと認められるとき。

（３）　補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。

（４）　その他市長が交付決定の取消し又は補助金の返還の必要があると認めたとき。